屋外広告物安全点検報告書(建植広告物)

年	月	В
	/1	- Н

和泉市長 あて

報告者 住所	
(広告物の所有者等) 氏 名	
電話	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

- 1 広告物等の概要
- (1) 表示又は設置の場所
 和泉市

 (2) 設 置 年 月 日
 年 月 日

 (3) 前 回 許 可 日
 年 月 日

 (4) 前 回 許 可 番 号
 和泉市屋広第
- 2 点検結果

点検日	年	月	日

- 注)・点検日は、許可の申請前3か月以内とする。
 - ・「建植広告物」とは、地上に建てられた広告物をいう。
 - ・形状により「野立て看板」と判断される建植広告物の点検は、「串刺式」、「盤上式」、「ポール袖式」に係る点検 項目を除く全ての点検項目について実施
 - ・形状により「ポール看板」等と判断される建植広告物の点検は、「アンカー」、「本体接合部」に係る点検項目を 除く全ての点検項目について実施

区 分(点 検 箇 所)		点 検 項 目	異	常	特記事項
基础	 継部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形	有	無	
	支柱	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り		無	
	アンカー	錆び、腐食、劣化、ぐらつき		無	
本体接合部		錆び、腐食、劣化、変形 ボルト、ナット等の緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
	ポール首回り	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
串刺式	貫通ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
	水処理装置	水抜き穴やコーキングの劣化	有	無	
	剛性の状況	外圧による変形、ねじれや傾き	有	無	
盤上式	接合部ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
	水処理装置	水抜き穴やコーキングの劣化	有	無	
.12 . 44 4×	ブラケット	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
ポール袖式	ブラケットカバー	ビスの緩み、欠落、水抜き穴・コーキングの劣化	有	無	
	内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み、欠落	有	無	
フレーム		板金の錆び、腐食、劣化、変形 ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
		排水機能、通気の状況	有	無	
フレー	ーム枠(押さえ)	錆び、腐食、劣化、変形 ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
	表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	無	
電材		機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線 分電盤、タイマー等の動作状況	有	無	
電材	才突き出し部材	取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み	有	無	
附属部材		鳥よけ具の破損、変形、その他附属品の劣化等	有	無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

管理者	住 所	
	氏 名 _	
点検者	住 所	
	氏 名	
	資格名称	

◇「報告者」について

点検の義務は、大阪府屋外広告物条例第16条の2の規定により、広告物の所有者等に課せられています。報告者となる「広告物の所有者等」とは、所有者又は占有者を指します。

◇「点検者」について

屋外広告物の点検は、大阪府屋外広告物条例第16条の2及び同条例施行規則第3条の2 の規定により、以下の者により行うこととなっています。

- ・ 国土交通省告示による屋外広告士
- ・ 電気工事士法による特殊電気工事資格者のうち、ネオン工事に係る資格取得者
- ・ 広告物の点検に関する技能講習(*)の修了者 *屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施するものです。開催日や受講資格など、一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会のホームページでご確認ください。

資格名の欄には、資格と登録番号、証書番号等を記入してください。 また、資格証書または修了証等を添付してください。

◇その他

- ・この報告書は、原則広告物1基につき1枚の作成となっています。どの広告物の報告書であるか不明となる恐れがある場合には、枠外に記号等をご記入ください。
- ・この報告書は、「屋上広告物用」、「壁面広告板用」、「建植広告物用」、「突出広告板用」の 4種類があります。広告物又は掲出物件の構造により、該当する様式を使用した時に点検 項目が合致しない部分が多い場合には、この4種類の中の別の様式を使用することもでき ます。